様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成２９年６月２８日

愛 知 県 知 事　殿

提出者
住　所　　安城市安城町東広畔28番地
氏　名　　愛知県厚生農業協同組合連合会
　　安城更生病院　院長　浦田士郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（0566）75-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の２第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事　業　場　の　名　称	愛知県厚生農業協同組合連合会　安城更生病院
事 業 場 の 所 在 地	愛知県安城市安城町東広畔28番地
計　画　期　間	平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	８３：医療業（病院）
② 事 業 の 規 模	７４９床
③ 従　業　員　数	１，８２４人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物　→　最終処分業者に委託して、焼却処分 引火性廃油　→　最終処分業者に委託して、焼却処分 廃酸（有害特）　→　最終処分業者に委託して、再生利用 汚泥（有害特）　→　最終処分業者に委託して、再生利用

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

医師（特別管理産業廃棄物管理責任者）

- 廃棄物管理委員会
- 施設課
  - 施設課長（特別管理産業廃棄物実施責任者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（平成　２８　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
排　　出	239.567ｔ	0.0005ｔ	0.468ｔ	0.0095ｔ

（これまでに実施した取組）

・廃棄物処理管理規程(廃棄物処理マニュアル)の職員啓蒙に努める。
・環境省通知の廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守して対応する。
・中間処理、減量化についても法の規制を確認しながら、最善の方法を研究する。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
排　　出	239.567ｔ	0.0005ｔ	0.468ｔ	0.0095ｔ

（今後実施する予定の取組）

・医療業であり、安全第一を考えるとディスポ製品は増加する。廃棄物処理管理規程（廃棄物処理マニュアル）の徹底啓蒙に努め、職員、患者、廃棄物に携わる人々の安全確保を優先と考えており、排出抑制については中間処理方法の研究を継続および分別収集をより徹底することで昨年度並みの感染性廃棄物排出量を目標とします。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・感染性廃棄物、引火性廃油、特定廃アルカリはそれぞれに分別し、保管している。

	②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
	① 現状	【前年度（平成　２８　年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
		（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。				
	②計画	【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
		（今後実施する予定の取組） ・特になし。				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
	① 現状	【前年度（平成　２８　年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
		（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。				
	②計画	【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ

		（今後実施する予定の取組） ・特になし。

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
	① 現状	【前年度（平成　２８　年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
		（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。				
	②計画	【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
		（今後実施する予定の取組） ・特になし。				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	① 現状	【前年度（平成　２８　年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		全処理委託量	239.567ｔ	0.0005ｔ	0.468ｔ	0.0095ｔ
		優良認定処理業者への処理委託量		０ｔ	０ｔ	０ｔ
		再生利用業者への処理委託量		0.0005ｔ	０ｔ	0.0095ｔ
		認定熱回収業者への処理委託量		０ｔ	０ｔ	０ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		０ｔ	０ｔ	０ｔ

		（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。

（第５面）

	②計画	【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（有害特）	引火性廃油	廃酸（有害特）
		全処理委託量	241.225ｔ	0.014ｔ	0.432ｔ	0.001ｔ
		優良認定処理業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ		0ｔ
		再生利用業者への処理委託量	0ｔ	0.014ｔ		0.001ｔ
		認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ		0ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ		0ｔ
		（今後実施する予定の取組） ・特になし。				
※事務処理欄						

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

８　※欄は記入しないこと。